

「オキシリニック酸」及び「タイロシン」の食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づく食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度において新たに残留基準を設定した758農薬等については、制度の施行後、計画的に食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、残留基準の見直しを行うこととしている。

このうち、国際リスク評価機関であるJMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）、JECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において許容一日摂取量（ADI）が設定できないと評価された物質については、優先的に食品安全委員会に対して食品健康影響評価を依頼することとしている（「平成18年度食品健康影響評価依頼予定物質について」（平成18年3月30日付け食安基発第0330001号））。

今般、これら優先評価物質のうち、「オキシリニック酸」及び「タイロシン」について、食品健康影響評価に必要な資料をとりまとめたことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき食品健康影響評価を依頼するものである。

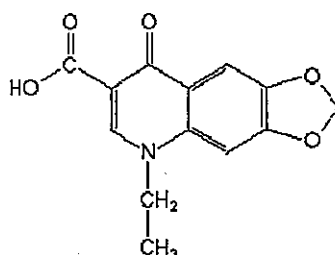
2. 評価依頼物質の概要

(1) オキシリニック酸

別名「オキシリン酸」。キノロン系合成抗菌剤であり、国内においては、農薬として稲もみ枯細菌病菌による苗腐敗症、野菜類軟腐病等に対する予防・治療に、また、動物用医薬品として牛・豚の細菌性肺炎等及び鶏の大腸菌症等の治療、豚のパスツレラ性肺炎の予防、水産動物のビブリオ病等の治療に用いられている。

1994年にJECFAにおいて幼犬における関節軟骨の退行的変化及びアルカリホスファターゼの減少が観察され、無作用量を設定できないという理由から「NO ADI」と評価されている。

なお、EU及びオーストラリアにおいては、畜水産物に残留基準が設定されている。

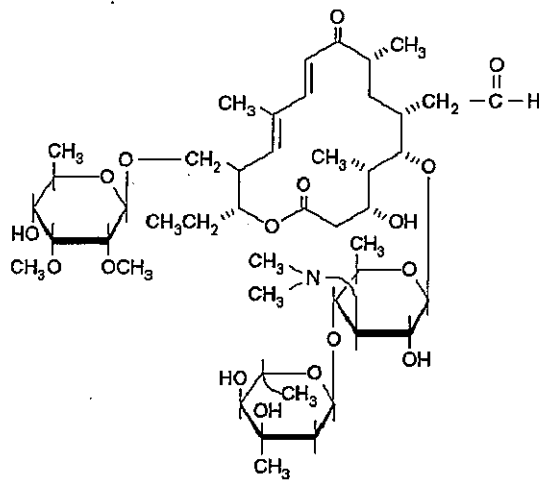


(2) タイロシン

マクロライド系抗生物質であり、国内においては、動物用医薬品として牛・豚の肺炎等及び鶏の呼吸器性マイコプラズマ病等の治療に、飼料添加物としては乳期豚用の飼料に添加して飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進の目的で用いられている。

1991年にJECFAにおいて、毒性データ及び微生物学的データの不足及びヒトへの微生物学的リスクの疑いから「NO ADI」と評価されている。

なお、米国、カナダ、オーストラリア及びEUにおいて畜水産物に残留基準が設定されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、その結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において、食品中の残留基準設定について検討する。